

令和 2 年 9 月 2 4 日

令和 2 年度第 6 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和 2 年度第 6 回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

第 1 号 松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部改正について

[報告]

第 1 号 松本市学校個別施設計画（長寿命化改良事業を含む改修計画）の策定について

[周知]

1 第 6 1 回松本市芸術文化祭の開催について

[その他]

議案第 1 号

松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部改正について

1 趣旨

日本学校保健会から学校生活管理指導表の改訂版が示されたことに伴い、松本市版の様式について、所要の改正をするものです。

2 主な改正内容

第4条（様式第2号）の改訂

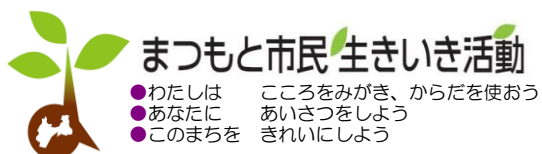
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年10月1日

担当	学校給食課
課長	清澤 秀幸
電話	86-1130



松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱(平成12年教育委員会告示第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱 平成12年4月1日 教育委員会告示第8号 改正 平成14年11月29日教育委員会告示第30号 平成16年 7月 1日教育委員会告示第24号 平成21年 7月29日教育委員会告示第23号 平成29年3月15日教育委員会告示第4号 平成31年4月22日教育委員会告示第12号 （目的） 第1条 この要綱は、食物アレルギーがある児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業(以下「事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象児童又は生徒） 第2条 事業の対象となる児童又は生徒は、食物アレルギーがある児童又は生徒で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから審査により決定された者とする。 （1） 事業が実施されない場合、学校給食の代わりに、常に自宅か	○松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱 平成12年4月1日 教育委員会告示第8号 改正 平成14年11月29日教育委員会告示第30号 平成16年 7月 1日教育委員会告示第24号 平成21年 7月29日教育委員会告示第23号 平成29年3月15日教育委員会告示第4号 平成31年4月22日教育委員会告示第12号 （目的） 第1条 この要綱は、食物アレルギーがある児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業(以下「事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象児童又は生徒） 第2条 事業の対象となる児童又は生徒は、食物アレルギーがある児童又は生徒で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから審査により決定された者とする。 （1） 事業が実施されない場合、学校給食の代わりに、常に自宅か

ら弁当を持参する必要がある者

(2) 事業が実施されない場合、学校給食の献立によっては、自宅から弁当を持参する必要がある者

(アレルギー対応食の内容等)

第3条 アレルギー対応食の提供は、学校給食のうち副食について実施するものとし、主食、飲物(牛乳等)、デザート等については、原則、実施しない。

2 アレルギー対応食は、学校給食の献立から食物アレルギーの原因となる食材を除去することを原則とする。

(意向調査)

第4条 事業の実施を希望する保護者(以下「希望保護者」という。)は、松本市学校給食アレルギー対応食実施意向調査表(様式第1号。以下「調査表」という。)及び学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)松本市版(様式第2号。以下「管理指導表」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の調査表及び管理指導表を受理したときは、希望保護者に対し、事業の内容について説明を行うものとする。

(実施の申込及び決定)

第5条 前条第2項の説明を受けたうえで、事業の実施を申請しようとする保護者(以下「申請保護者」という。)は、松本市学校給食アレルギー対応食実施申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

ら弁当を持参する必要がある者

(2) 事業が実施されない場合、学校給食の献立によっては、自宅から弁当を持参する必要がある者

(アレルギー対応食の内容等)

第3条 アレルギー対応食の提供は、学校給食のうち副食について実施するものとし、主食、飲物(牛乳等)、デザート等については、原則、実施しない。

2 アレルギー対応食は、学校給食の献立から食物アレルギーの原因となる食材を除去することを原則とする。

(意向調査)

第4条 事業の実施を希望する保護者(以下「希望保護者」という。)は、松本市学校給食アレルギー対応食実施意向調査表(様式第1号。以下「調査表」という。)及び学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)松本市版(様式第2号。以下「管理指導表」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の調査表及び管理指導表を受理したときは、希望保護者に対し、事業の内容について説明を行うものとする。

(実施の申込及び決定)

第5条 前条第2項の説明を受けたうえで、事業の実施を申請しようとする保護者(以下「申請保護者」という。)は、松本市学校給食アレルギー対応食実施申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査するとともに、事業の実施について決定し、その旨を松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書(様式第4号)により申請保護者に通知するものとする。

(献立等)

第6条 教育委員会は、前条第2項に規定する通知を受けた申請保護者に対し、事業を実施する月(以下「実施月」という。)の予定献立表を事前に送付するものとする。

2 前項の予定献立表の送付を受けた申請保護者は、その内容を確認のうえ、実施月の給食開始日前日までに松本市学校給食アレルギー対応食実施承諾書(様式第5号。以下「承諾書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

3 除去を希望する食品等の変更がある申請保護者は、承諾書にその旨を記載するものとする。

4 教育委員会は、実施月の中で食材等の理由からアレルギー対応食の提供が困難な日がある場合については、申請保護者に対し、弁当の持参日を指定できるものとする。

(事業の中止)

第7条 事業の中止を希望する保護者は、松本市学校給食アレルギー対応食提供事業中止願(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査するとともに、事業の実施について決定し、その旨を松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書(様式第4号)により申請保護者に通知するものとする。

(献立等)

第6条 教育委員会は、前条第2項に規定する通知を受けた申請保護者に対し、事業を実施する月(以下「実施月」という。)の予定献立表を事前に送付するものとする。

2 前項の予定献立表の送付を受けた申請保護者は、その内容を確認のうえ、実施月の給食開始日前日までに松本市学校給食アレルギー対応食実施承諾書(様式第5号。以下「承諾書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

3 除去を希望する食品等の変更がある申請保護者は、承諾書にその旨を記載するものとする。

4 教育委員会は、実施月の中で食材等の理由からアレルギー対応食の提供が困難な日がある場合については、申請保護者に対し、弁当の持参日を指定できるものとする。

(事業の中止)

第7条 事業の中止を希望する保護者は、松本市学校給食アレルギー対応食提供事業中止願(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成14年11月29日教育委員会告示第30号)

この告示は、平成14年12月2日から施行する。

附 則(平成16年7月1日教育委員会告示第24号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に使用されているこの告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成21年7月29日教育委員会告示第23号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみ

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成14年11月29日教育委員会告示第30号)

この告示は、平成14年12月2日から施行する。

附 則(平成16年7月1日教育委員会告示第24号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に使用されているこの告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成21年7月29日教育委員会告示第23号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみ

なす。

附 則(平成29年3月15日教育委員会告示第4号)
(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成31年4月22日教育委員会告示第12号)
(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間、この告示のよる改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定により様式とみなす。

様式第1号(第4条関係)

なす。

附 則(平成29年3月15日教育委員会告示第4号)
(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成31年4月22日教育委員会告示第12号)
(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定による様式は、当分の間、この告示のよる改正後の松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の規定により様式とみなす。

附 則(令和2年9月 日教育委員会告示第 号)
(施行期日)

1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(略)	(略)
様式第 2 号(第 4 条関係)	様式第 2 号(第 4 条関係)
(略)	(略)
様式第 3 号(第 5 条関係)	様式第 3 号(第 5 条関係)
(略)	(略)
様式第 4 号(第 5 条関係)	様式第 4 号(第 5 条関係)
(略)	(略)
様式第 5 号(第 6 条関係)	様式第 5 号(第 6 条関係)
(略)	(略)
様式第 6 号(第 7 条関係)	様式第 6 号(第 7 条関係)
(略)	(略)

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）松本市版

受診前に保護者が記入してください。

フリガナ

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生(_____ 歳) _____ 学校 _____ 年 _____ 組

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		保護者 電話番号: 連絡医療機関 医療機関名: 搬送先の選定は 救急隊に委ねる。 (松本広域消防局管内) 電話番号: 携帯電話からも局番なしの119
依頼 ☐	1 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) (1) 即時型 (2) 口腔アレルギー症候群 (3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 2 アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) (1) 食物(原因) () (4) 昆虫 (2) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー (5) 医薬品 (3) 運動誘発アナフィラキシー (6) その他() 3 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 (1) 鶏卵 《 》 【除去根拠】 該当するもの全てを《 》内に記載 (2) 牛乳・乳製品 《 》 (1) 明らかな症状の既往 (3) 小麦 《 》 (2) 食物経口負荷試験陽性 (4) ソバ 《 》 (3) IgE抗体等検査結果陽性 (4) 未摂取 (5) ピーナッツ 《 》 () に具体的な食品名を記載 (6) 甲殻類 《 》 (すべて・エビ・カニ) () (7) 木の実類 《 》 (木の実類すべて・くるみ・カシュー・アーモンド) () (8) ごま 《 》 () (9) 果物類 《 》 () (10) 魚類 《 》 () (11) 肉類 《 》 () (12) その他1 《 》 () (13) その他2 《 》 () 4 緊急時に備えた処方薬 (1) 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 「エビペン®」処方の場合は以下に確認のチェックをしてください。 (2) アドレナリン自己注射薬(「エビペン®」) □ 小児アレルギー学会の「一般向けエビペン®の適応」で使用 (3) その他 ()	1 給食 (1) 管理不要 (2) 管理必要 2 食物・食材を扱う授業・活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 3 運動(体育・部活動等) (1) 管理不要 (2) 管理必要 4 宿泊を伴う校外活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 5 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 ☐ 鶏卵: 卵殻カルシウム ☐ ゴマ: ゴマ油 ☐ 牛乳: 乳糖・乳清焼成カルシウム ☐ 魚類: かつおだし・いりこだし・魚醤 ☐ 小麦: 醤油・酢・味噌 ☐ 肉類: エキス ☐ 大豆: 大豆油・醤油・味噌 ☐ 製造中のコンタミネーション(混入)で症状が出る原因食品がある。 食品名() ☐ 微量の原因食物で症状が出るために食器、調理器具を分ける必要がある。食品名() ☐ 調理油(揚げ油)への混入で症状が出る原因食品がある。 食品名() 6 その他の配慮・管理事項(自由記述)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話番号【必須】 () _____ 本表は緊急時には直ちに複写し、救急隊に渡す。	
依頼 ☐	病型・治療 1 症状のコントロール状態 (1) 良好 (2) 比較的良好 (3) 不良 2 長期管理薬(吸入) 薬剤名 投与量/日 (1) ステロイド吸入薬 () () (2) ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () (3) その他 () () 3 長期管理薬(内服) (1) ロイコトリエン受容体拮抗薬 薬剤名() (2) その他 薬剤名() 4 長期管理薬(注射) (1) 生物学的製剤 薬剤名() 5 発作時の対応 薬剤名 投与量/日 (1) ベータ刺激薬吸入 () () (2) ベータ刺激薬内服 () ()	学校生活上の留意点 1 運動(体育・部活動等) (1) 管理不要 (2) 管理必要 2 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 3 宿泊を伴う校外活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 4 その他の配慮・管理事項(自由記述)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話番号 _____	

依頼欄□に学校等からのチェックがない項目は医師による記載不要

●学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員及び学校給食センターで共有し、緊急時には救急(松本広域消防局)へ提供することに同意しますか? ※学校給食アレルギー対応食提供を希望する場合は、必ず同意が必要です。

保護者の同意欄

- 1 同意する。保護者氏名: _____
- 2 同意しない。

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）松本市版

受診前に保護者が記入してください。

フリガナ
名前 _____（男・女） _____年 _____月 _____日生（ _____歳） _____学校 _____年 _____組
提出日 _____年 _____月 _____日

依頼 ☐ アトピー性皮膚炎 （あり・なし）	病型・治療			学校生活上の留意点		記載日
	A 重症度のめやす（厚生労働省科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の ※ 軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 ※ 強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変			A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日 医師名 医療機関名 電話番号
	B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ ）	B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他	B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	D その他の配慮・管理事項（自由記述）		
依頼 ☐ アレルギー性結膜炎 （あり・なし）	病型・治療			学校生活上の留意点		記載日
	A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 4. その他（ ） B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド性点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）			A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C その他の配慮・管理事項（自由記載）		年 月 日 医師名 医療機関名 電話番号
依頼 ☐ アレルギー性鼻炎 （あり・なし）	病型・治療			学校生活上の留意点		記載日
	A 病型 1. 通年性アレルギー性結鼻炎 2. 季節性アレルギー性結鼻炎（花粉症） 主な症状の時期：春、夏、秋、冬 B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法（ダニ・スギ） 4. その他（ ）			A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B その他の配慮・管理事項（自由記載）		年 月 日 医師名 医療機関名 電話番号

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

表 受診前に保護者が記入しておいてください

名前 男・女 平成 年 月 日生 (歳) 学校 年 組 提出日 年 月 日

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） 松本市版

依頼	病型・治療	学校生活上の留意点	【緊急時連絡先】	
☐ 気管支ぜん息（あり・なし）	A. 重症度分類（発作型） 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型 B-1. 長期管理薬（吸入薬） 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬（「インターナル®」） 4. その他 () B-2. 長期管理薬（内服薬・貼付薬） 1. テオフィリン徐放製剤 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. ベータ刺激内服薬・貼付薬 4. その他 ()	C. 急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 D. 急性発作時の対応（自由記載）	A. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可 B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名 () C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 D. その他の配慮・管理事項（自由記載）	★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 搬送先選定は 救急隊に委ねる 電話：携帯電話からも局番なしの119 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名 電話番号
☐ アトピー性皮膚炎（あり・なし）	A. 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、ひらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他 () B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	A. プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名 () C. 発汗後 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. （学校施設で可能な場合） 夏季シャワー浴 D. その他の配慮・管理事項（自由記載）	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名 電話番号	
☐ アレルギー性結膜炎（あり・なし）	A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 () B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()	A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項（自由記載）	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名 電話番号	

旧様式

名前 _____ 男・女 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳) _____ 学校 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 松本市版

依頼 ☐アナフィラキシー(あり・なし)
食物アレルギー(あり・なし)依頼 ☐

アレルギー性鼻炎(あり・なし)

病型・治療	学校生活上の留意点	保護者 電話番号： 連絡医療機関 医療機関名： 搬送先の選定は 救急隊に委ねる。 (松本広域消防局管内) 電話番号：携帯電話からも局番なしの119
1 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) (1) 即時型 (2) 口腔アレルギー症候群 (3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 2 アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) (1) 食物(原因) (2) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー (3) 運動誘発アナフィラキシー (4) 昆虫 (5) 医薬品 (6) その他() 3 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に診断根拠を記載 (1) 鶏卵 《 》 (2) 牛乳・乳製品 《 》 (3) 小麦 《 》 (4) ソバ 《 》 (5) ピーナッツ 《 》 (6) 種実類・木の実類 《 》() (7) 甲殻類(エビ・カニ)《 》() (8) 果物類 《 》() (9) 魚類 《 》() (10) 肉類 《 》() (11) その他1 《 》() (12) その他2 《 》() 4 緊急時に備えた処方薬 「エビベン®」処方場合は下のいずれかにチェックをしてください。 (1) 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) ☐ 小児アレルギー学会の「一般向けエビベン®」の適応」で使用 (2) アドレナリン自己注射薬(「エビベン®」) ☐ 上記以外の基準で使用する(右欄に具体的に記述してください。→ (3) その他()	1 給食 (1) 管理不要 (2) 保護者と相談し決定 2 食物・食材を扱う授業・活動 (1) 配慮不要 (2) 保護者と相談し決定 3 運動(体育・部活動等) (1) 管理不要 (2) 保護者と相談し決定 4 宿泊を伴う校外活動 (1) 配慮不要 (2) 食事やイベントの際に配慮が必要 5 その他の配慮・管理事項(自由記載) ☐ 製造中のコンタミネーション(混入)で症状が出る原因食物がある。 食品名() ☐ 微量の原因食物で症状が出るために食器、調理器具を分ける必要がある。 食品名()	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話番号【必須】 () _____ 本表は緊急時には直ちに複写し、救急隊に渡す。
1 病型 (1) 通年性アレルギー性鼻炎 (2) 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期； 春、夏、秋、冬 2 治療 (1) 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) (2) 鼻噴霧用ステロイド薬 (3) その他()	1 屋外活動 (1) 管理不要 (2) 保護者と相談し決定 2 その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話番号 _____

依頼欄口に学校等からのチェックがない項目は医師による記載不要

● 学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員及び学校給食センターで共有し、緊急時には救急(松本広域消防局)へ提供することに同意しますか？※学校給食アレルギー対応食提供を希望する場合は、必ず同意が必要です。

保護者の同意欄 { 1 同意する。保護者署名： _____
2 同意しない。 _____

報告第 1 号

松本市学校個別施設計画（長寿命化改良事業を含む改修計画）の策定について

1 趣旨

学校施設の更新に係る費用の縮減及び平準化を行うため、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、松本市内の小中学校施設に係る個別施設計画を策定することについて報告するものです。

2 長寿命化改良事業

(1) 基本的な考え方

ア 利用者の安全・安心と災害対応の充実等を図るため、計画的な維持・改修等を推進します。

イ 建物の状態や利用状況などを基に、将来的にも適切に維持できるよう長寿命化改良を推進します。

従来型（大規模改造事業）

築 30 年で改修工事→築 60 年で改築

※内外装の全面的な改修

（屋根の葺き替え、外壁外断熱、窓ペアガラス、床張替、受水槽等更新、給油設備更新、必要に応じ照明器具の更新、その他）

**長寿命型（長寿命化改良事業）**

築 40 年で延命工事→築 80 年で改築

※構造体（コンクリートの中性化対策等）の延命工事と内外装の全面的な改修

（構造体の延命工事（コンクリートの中性化対策等）、屋根の葺き替え、外壁外断熱、窓ペアガラス、床張替、給排水設備更新、給油設備更新、照明器具の更新、トイレ改修、多様な学習内容に応じた環境整備）

3 計画の概要

(1) 目的

施設の長寿命化により、ライフサイクルコストの削減、財政負担の平準化

(2) 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間

ただし、事業の進捗状況・施設の劣化の状況により、概ね 5 年を目途に見直しを実施

国の指針により、令和 2 年度末までに策定

(3) 対象施設

大規模改造未実施校；小学校 11 校、中学校 10 校、計 21 校→長寿命化改良事業

大規模改造 実施校：小学校 17 校、中学校 6 校、計 23 校→改築事業

4 今後の予定

(1) 10 月の教育委員協議会で素案を協議

(2) 11 月の庁議で素案を協議

(3) 12 月の教育民生委員協議会で素案を協議

(4) 12 月～1 月 素案のパブコメ実施

(5) 2 月の庁議、教育委員会、教育民生委員協議会へ協議

担当 学校教育課

課長 上條 公徳

電話 33—9847

周知事項 1

第61回松本市芸術文化祭の開催について

1 趣旨

第63回まつもと市民祭の一環として、第61回松本市芸術文化祭を開催することについて周知するものです。

2 主催

松本市、松本市教育委員会

3 主管

松本市芸術文化祭実行委員会

4 概要

第61回松本市芸術文化祭 9事業

令和2年10月3日から令和2年12月13日まで

5 事業内容

(1) 美術館

10月3日・4日	松本地区書道協会第47回作品展
10月14～18日	第37回長野県中信地区高等学校書道展
10月23～25日	第74回松本学生美術展
11月11～15日	第61回松本市市民芸術文化祭市民合同展
11月19～23日	第18回美術工芸展

(2) あがたの森文化会館

10月23～25日	水石展
-----------	-----

(3) 音楽文化ホール

10月24日	ミュージックフェスティバル
--------	---------------

(4) Mウイング

11月 7日	楽しいマジックショー
12月13日	ウインターイベント2020 29th

担当	生涯学習課・中央公民館
課長	栗田 正和
電話	32-1132

